

議案第 5 号

市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 6 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(国民健康保険税の減免に係る申請期限の特例)」を付する。

附則第 1 7 項中「附則第 1 7 項」を「附則第 1 8 項」に改め、同項を附則第 1 8 項とし、附則第 1 6 項の次に次の 1 項を加える。

1 7 市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 号）の施行の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間、令和 2 年度分及び令和 3 年度分の国民健康保険税であって、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に第 1 2 条第 1 項若しくは第 3 項の納期又は特別徴収対象年金給付の支払の日が到来するものに係る第 2 6 条第 3 項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の申請期限に関する特例措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。